

兵庫県政務活動費の交付に関する規程

平成13年 3 月28日

議会告示第 4 号

最終改正 令和 2 年12月28日 議会告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県政務活動費の交付に関する条例（平成13年兵庫県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項に規定する会派結成届の様式は、様式第 1 号のとおりとする。

2 条例第 5 条第 1 項に規定する会派異動届の様式は、様式第 2 号のとおりとする。

3 条例第 5 条第 2 項に規定する会派解散届の様式は、様式第 3 号のとおりとする。

(会派の通知)

第 3 条 条例第 6 条の規定による通知は、様式第 4 号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する政務活動費の請求は、政務活動費請求書（様式第 5 号）によるものとする。

(収支報告書)

第 5 条 条例第 9 条に規定する収支報告書の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第 6 条 議長は、条例第 9 条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の写しを、知事に送付するものとする。

(領収書等の整理保管)

第 7 条 政務活動費の交付を受けた会派の政務活動費経理責任者は、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出について、条例第 9 条第 3 項に規定する領収書等の写しの原本を整理保管し、同上に規定する収支報告書等の提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第 8 条 条例第11条第 2 項の収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日からすることができる。

2 条例第11条第 2 項の収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。

4 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 前 3 項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 前各項に定めるもののほか、条例第11条第 2 項の収支報告書等の閲覧に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 6 月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 6 月11日から施行する。

附 則

この規程は、兵庫県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第44号）の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日において現に平成26年度分の政務活動費の交付を受けている議員に係る収支報告書の様式については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

年 月 日

兵庫県議会議長
様

会派名
代表者

会 派 結 成 届

兵庫県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

兵庫県議会議長
様

会派名
代表者

会 派 異 動 届

兵庫県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費 経理責任者の 氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員 氏名)

年 月 日

兵庫県議会議長
様

会派名
代表者

会 派 解 散 届

兵庫県政務活動費の交付に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

年 月 日

兵庫県知事
様

兵庫県議会議長



政務活動費の交付を受けようとする会派について

兵庫県政務活動費の交付に関する条例第 6 条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派について、別紙会派結成（異動、解散）届のとおり通知します。

年 月 日

兵庫県知事
様

会派名
代表者

年度政務活動費請求書

兵庫県政務活動費の交付に関する条例第 8 条第 1 項（第 2 項）の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

- 1 金 円
ただし、 年 月分～ 年 月分（所属議員数 人）
（ 年 月分（所属議員数 人））
- 2 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

年 月 日

兵庫県議会議長
様

会 派 名
代表者名

年度政務活動費収支報告について

兵庫県政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定
により、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入
政務活動費 _____円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
広 報 広 聴 費		
要請陳情等活動費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余
_____円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。